

児童養護施設 誠心寮 事業計画

当法人は「平等大悲」の理念のもと、「生き合い育ち合う関係づくり」をめざします。子ども達がお互いを尊重し、認め合い、思いやりの心を育むことができるよう、職員は子どもの目線に立ち、寄り添い、理解したうえで支援し、「ともに喜び、ともに悲しむ」仲間づくりが出来るよう努めます。

そして子ども達が施設において安心して生活出来、家庭復帰、里親委託または自立に向けて前向きに取り組み、職員とともに進み、成長していけるよう、下記の項目について重点的に取り組んでまいります。

1. 施設の事業展開

国は児童福祉法の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に「新たな社会的養育ビジョン」を発出しました。「家庭養育優先原則」を徹底し、併せて「子どもの最善の利益を実現していくこと」を求めており、既存の都道府県推進計画（15か年計画）を全面的に見直し、新たな計画の策定を求め、平成30年7月に各都道府県に対し、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を通知しました。岐阜県はそれに対し、平成31年度末までに計画の策定をすべく本年度より関係者会議を開催し、計画策定に着手していくところにあります。

この計画を実現するためには様々な課題がありますが、当施設としては国の方針に対応すべく、まずは地域小規模児童養護施設を開設することが必須です。借家または家を購入して実施する予定ですが、対象物件が未だ見つからない為、見つけ次第開設準備（子どもの人選、職員の人選と育成を職員全体で行っていきます。）をします。また、地域小規模施設を開設するためには、地域の方々の児童養護（社会的養護）に対する理解を深めていく必要がありますので、地域行事や会議の際に関係機関も協力を得ながら、出来る限り話をし、理解を求めていきます。

里親委託についても、里親支援専門相談員を中心に里親の開拓、里親宅訪問、新規委託について、県内他施設の里親支援専門相談員、子ども家庭支援センター、子ども相談センターと連携し取り組んでいきます。ただし、里親委託で当施設の子どもの委託する場合にも同様ですが、マッチング等、繊細で重要な面があるため慎重にすすめていきます。

児童福祉法一部改正による地域における公益的な活動については、自施設で出来ることを積極的に実施していきます。具体的には、当施設で行われる「ふれあい広場」では、地域及び関係機関の方々への感謝は勿論ですが、多くの方々に参加いただける機会なので、児童養護施設への理解を深めて頂けるような取組とともに、公益的な活動も取り入れて実施したいと考えております。また、施設所有の機材の貸し出しや、補助金対象外の卒寮児童のアフターケアなどもこれまでと同様実施していきます。

ショートステイについては、現在、瑞穂市、大垣市、本巣市、本巣郡北方町と契約しております。各市町とも連携を取り、これまで通り受け入れられる範囲で地域の要望に応じていきます。

なお、新しい社会的養育ビジョンによる市町村の役割が大きなものとなってきているた

め、当施設所在または近隣の市町村との結びつきを強くしていき、将来的に地域の子育て拠点となれるよう努めていきたいと考えております。

2. 子どもの支援

現在、入所となっている子どもの半数以上が、何らかの虐待を受けたと思われる子ども達です。また、療育手帳を取得したり、発達障害をもっていると思われる子どもが増加しています。保育士・指導員が中心となり、チームとして支援にあたりますが、対応が難しい子どもや、アレルギーを持った子ども、家庭支援調整が必要な子ども・保護者等が多数いることから、各専門職（家庭支援専門相談員、心理療法職員、個別対応職員、栄養士）と連携し、支援をしていきます。また、入所・退所カンファレンスやケース会議等により、全体での情報共有をし、チームとしての連携を強化し、更なる支援の充実をめざします。形は定着してきましたので、子ども一人一人に対し丁寧な支援が実践出来るようにしていきたいと考えております。さらに近年、施設を理解いただき、ボランティア登録される方がとても増えてきており様々な支援をいただいておりますので、その方たちのご協力も得ながら進めていきます。

学力向上においては、依然として学習に対して挫折し後ろ向きな子どもが多い状態があります。特別支援学級に通う子どもや発達障害を抱えているであろう子どもが増えている現状もあるため、当施設としては学習ボランティアや塾等を積極的に利用しながらも、個々にあった指導をお願いし、学習に対して前向きになれるような取り組みをしていきます。

子ども自治会においては、行事やふれあい広場の事や、生活のことを話し合えるようになってきましたが、今年度も、グランドルール、子どもの権利ノート、意見箱の活用について子ども達に継続して伝えていき、子ども自治会での話し合いがさらに充実し、施設での生活がより良くなるような形を子ども・職員と一緒に考え、安心、安全に子ども達が生活できるようにしていきたいと考えております。

また、今年度も、各チーム（男子、女子、幼児、にじいろ）において、子ども達に社会体験をしてもらうための行事を多く計画しております。出来る限り実施していき、社会性を身に付け、子ども達の可能性が広がるよう支援していきます。

さらに、国が強く進めているアフターケアの充実（卒寮後の支援）については、期間が卒寮から5年間になっていることもあり、より自立に向けた支援と見守りが可能になっておりますので、FSWを中心に支援していきます。

上記の取り組みについては、施設だけでなく子ども相談センターや学校、地域にある子どもや家庭を支える機関等を始めとした関係機関の方々と連携を取って、子どもの情緒の安定と健やかな育成をめざし、出来る限りスムーズな家庭復帰、里親委託、または自立をめざします。

3. 職員の確保と育成

先述したとおり、施設として地域小規模児童養護施設を立ち上げるためには、人材の育成及び継続が不可欠です。施設本体から離れることもあり、チームリーダーを始めとして全体の力量が必要です。そして、さらに施設の地域分散化を実施するには、良い人材を獲得し、育成し、少しでも長く働いてもらえるような環境を整えなければなりません。

その為に施設としては、子どもの支援のあり方や姿勢、チームワーク、スキルアップのた

めの研修体制、福利厚生が充実するよう取り組んでいきます。特に研修等による職員の資質向上においては、職員が必要としている研修を把握、実施するだけでなく、職員がめざす方向を理解し、評価し、職員の個性と能力を伸ばし、施設の核となる職員を数多く育成したいと考えております。また、子どもの権利侵害についても OJT を中心に継続して理解を深めていきます。ただ、これまで先述したように対応の難しい子どもが増加する中で、職員の身体的・精神的な負担も増しておりますので、職員の相談窓口の設置と負担軽減への工夫、職員のメンタルヘルスへの取り組みをしていきたいと考えております。

人材確保については、ホームページの活用や就職フェア等への参加、実習生やボランティアの積極的な受け入れ等を中心に取り組み、当施設の魅力を発信し、人材確保に努めていきます。

4. 施設の環境整備（整備の緊急性が高い箇所の修繕等）

誠心寮本体も完成から 15 年が経過し、老朽化して危険を伴う箇所も出てきており、近年、本体施設において段階的に修繕を行ってきました。本年度においても本体施設の冷暖房機の入替えや衛生面の整備（ゴミ置き場）、遊具（アンパンマン号）修繕等を実施していく予定です。その他、子ども達が安心、安全に生活できるよう、また職員が働きやすい職場づくりのために、必要な環境整備を必要に応じて実施していきます。

以上の 4 点を、今年度の取り組みの重点におき、地域の皆様や関係機関の方々のご理解とご協力を得て事業を進めていき、地域及び岐阜県の児童福祉に貢献していきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。